普通地域内 行為届出書

　自然公園法第33条第１項の規定により　　　　　　　　　国定公園普通地域内において　　　　　　　　　　行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　届出者の氏名及び住所

法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名

　滋賀県知事

（備考）

１　添付図面及び記入事項についてはそれぞれの行為につき、自然公園法第20条（第21条）に基づく行為許可申請に準ずること。

　２　申請文の「　　　　　行為」の箇所には、工作物の新築、土石の採取等行為　　　の種類を記入すること。